

別記 覽書

今回東京合同運送株式會社飯田町支店中小荷物配達從業員整理問題ハ別記ノ條
 件ヲ以テ円滿ニ解決ス依テ法ニ覽書ニ通テ作成レ各一通ヲ分有ス

解決條件

- 一 從業員ハ解僱ヲ認ムルコト
- 一 支店右解僱者二十名ニテ當金一千七百圓也テ支給スル事、
 但シ其ノ分配方法ハ從業員ニ一任スル事

昭和八年七月十二日

東京合同運送株式會社飯田町支店

支店長 取締役 井田 和輔 (印)

中小荷物配達從業員總代 伊藤 真治 (印)

菅 茂元次 (印)

池 善二 (印)

組合代表

常務理事

芳秋 第二〇〇七號

労働課 昭和八年七月二十七日

警視總監 藤 沼 庄 平

事務主任

内務大臣 山本 達 雄 殿

社會局長 官 殿

高輪運輸自動車部労働爭議ニ関スル件(發生解決)

標記、件經過左ノ通

- 一 爭議發生ノ場所 目黒區向原町二。四番地
- 二 爭議發生日 昭和八年七月十九日
- 三 事業主側

名 稱 高輪運輸部(自動車)
 經營者 永井 達 二

8.8.53
5058